

こんなときは国保へ届け出を！

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から**14日以内**に届け出をしましょう。

⚠️ 届け出が遅れると

- ① 国保の加入資格を得た時点までさかのぼって保険税が発生します。
- ② 国保の保険証が交付されないため、その間にかかった医療費が全額自己負担になります。
また、恩納村の国保資格がない期間に受診した場合は、恩納村が負担した医療費を全額返金していただきますのでご注意ください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	転入前の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	(職場の健康保険をやめた証明書)
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(職場の健康保険に加入した証明書)
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	保険証
	修学のため転出するとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくした、汚したとき	汚した保険証など

- 届け出には本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの身分証)が必要です。
- 場合によっては、必要書類が上記と異なる場合がありますので担当課へご確認ください。

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

令和5年度 乳幼児健診日程

受付時間 13:00～14:00 場 所 恩納村総合保健福祉センター

対象		乳児健診	1歳半・3歳児健診	歯科検診
		3～5か月 9～11か月	1歳6か月～2歳未満 3歳6か月～4歳未満	1歳～1歳5か月 2歳2か月～2歳8か月
健診日	4月	1日(土)	5日(水)	—
	6月	10日(土)	7日(水)	8日(木)
	8月	5日(土)	9日(水)	—
	10月	7日(土)	4日(水)	5日(木)
	12月	9日(土)	13日(水)	14日(木)
	2月	3日(土)	7日(水)	8日(木)

お問い合わせ：健康保険課 健康づくり係 ☎966-1217